

# 令和4年度第1回太宰府市地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和4年7月14日（木）10時開始

場所：太宰府市役所 4階大会議室

## 1 開会

- ・委嘱状交付
- ・市長挨拶
- ・会長、副会長選出

## 2 議事

### 【議題】

- ・太宰府市地域公共交通計画（案）について
- ・西鉄バス二日市線（4－1系統）について

## 3 閉会

# 太宰府市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

任期: 令和6年3月31日まで

No.	選出区分	氏名	所属団体等
1	副市長	原口 信行	太宰府市
2	鉄道事業者及びその組織する団体において選出された者	高木 圭一郎	九州旅客鉄道株式会社 経営企画部 担当課長
		田代 幸輔	西日本鉄道株式会社 鉄道事業本部 計画部 計画課 課長
3	一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	中島 将吉	西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 営業部 営業第二担当課長
4	一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者	中井 一貴	有限会社太宰府タクシー 代表取締役
5	校区自治協議会を代表する者	松尾 宗治	太宰府市自治協議会(松川区自治会長)
6	福岡運輸支局長又はその指名する者	久世 和彦	国土交通省 九州運輸局 福岡運輸支局長
7	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	森本 直弥	西鉄バス二日市株式会社 原支社 助役兼自動車運転士
8	市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者	沼尾 健太	国土交通省 九州地方整備局 福岡国道事務所 計画課 課長
		長 俊司	福岡県 那珂県土整備事務所 企画班 地域整備主幹
		齋藤 実貴男	太宰府市 都市整備部 建設課長
9	公安委員会を代表する者又は交通管理者	山口 裕丈	福岡県警察 筑紫野警察署 交通課 交通総務係長
10	識見を有する者	寺町 賢一	九州工業大学大学院 工学研究院 建設社会工学研究系 准教授
11	その他市長が適当と認める者	草場 康文	西日本鉄道株式会社 まちづくり・交通・観光推進部 課長
		丹下 涼	国土交通省 九州運輸局 交通政策部 交通企画課 課長
		田辺 好徳	福岡県 企画・地域振興部 交通政策課 交通総務係長
		八尋 茂雄	太宰府市総合戦略推進委員会 委員長
		楠田 悦子	モビリティジャーナリスト
		竹井 正彦	太宰府市商工会 観光部会長(有限会社ナカガミ 中神茶屋)
		池上 順一	バリューマネジメント株式会社 地域創生部 ゼネラルマネージャー

## 【事務局】

太宰府市 都市整備部 部長	高原 清
太宰府市 総務部 部長	山浦 剛志
太宰府市 都市整備部 理事	山崎 謙悟
太宰府市 都市整備部 都市計画課 課長	柴田 義則
太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 課長	宮崎 征二
太宰府市 都市整備部 都市計画課 都市計画係 係長	前田 勝一郎
太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 地域コミュニティ係 係長	木村 浩一
太宰府市 都市整備部 都市計画課 都市計画係	長澤 浩平
太宰府市 総務部 地域コミュニティ課 地域コミュニティ係	田淵 利治

○太宰府市地域公共交通活性化協議会規則

平成30年3月27日

規則第10号

改正 令和3年6月30日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例(昭和60年条例第17号)の規定に基づき、太宰府市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関すること。
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (5) 交通計画に定められた事業の実施及び連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) その他必要な事項

(令3規則44・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。ただし、第1号に掲げる者については、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 副市長
- (2) 鉄道事業者及びその組織する団体において選出された者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出された者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体において選出され

た者

- (5) 校区自治協議会を代表する者
- (6) 福岡運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (8) 市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者
- (9) 公安委員会を代表する者又は交通管理者
- (10) 識見を有する者
- (11) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失う。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、旅客の利便性を損なわないと協議会で認められた事項について協議する場合は、書面にて開催することができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。

5 協議会において必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱)

第7条 協議会において協議が調った事項については、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 協議会は、会議で協議する事項を調査検討させるため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 幹事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

# 令和4年度第1回 太宰府市地域公共交通活性化協議会

太宰府市 都市計画課・地域コミュニティ課

# 次第

①太宰府市地域公共交通計画（案）について

②西鉄バス二日市線（4－1系統）について

# ①太宰府市地域公共交通計画（案）について

# 目次

1. **地域公共交通活性化協議会について**
2. **地域公共交通計画について**
3. **本市における検討状況について**
4. **今後の予定について**

# 1. 地域公共交通活性化協議会について

# (1) 地域公共交通活性化協議会とは

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく  
**法定協議会**

→本市：平成30年4月1日に設置

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律  
(協議会)

**第六条** 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

## (2) 協議会の目的

### 太宰府市地域公共交通活性化協議会規則

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げる事項について調査及び協議を行うものとする

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 生活交通の確保、維持及び改善のための事業に関すること。
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び変更に関すること。
- (5) 交通計画に定められた事業の実施及び連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) その他必要な事項

# (3) 開催実績

回数	年度	日付	内容
1	平成30年度	平成30年7月12日	地域公共交通網形成計画について
2		平成30年10月11日	地域公共交通網形成計画について
3		平成31年2月14日	地域公共交通網形成計画について 「まほろば号」のダイヤ改正について
4	令和元年度	令和2年1月30日	「まほろば号」のダイヤ改正について
5	令和2年度	令和3年1月28日	「まほろば号」のダイヤ改正について
6	令和3年度	令和3年8月5日	「まほろば号」の運賃について
7	令和4年度	令和4年7月14日	地域公共交通計画（案）について 西鉄バス二日市線（4-1系統）

## **2. 地域公共交通計画について**

# (1) 地域公共交通計画とは

## ○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (地域公共交通計画)

**第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあつては単独で又は共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、**地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。****

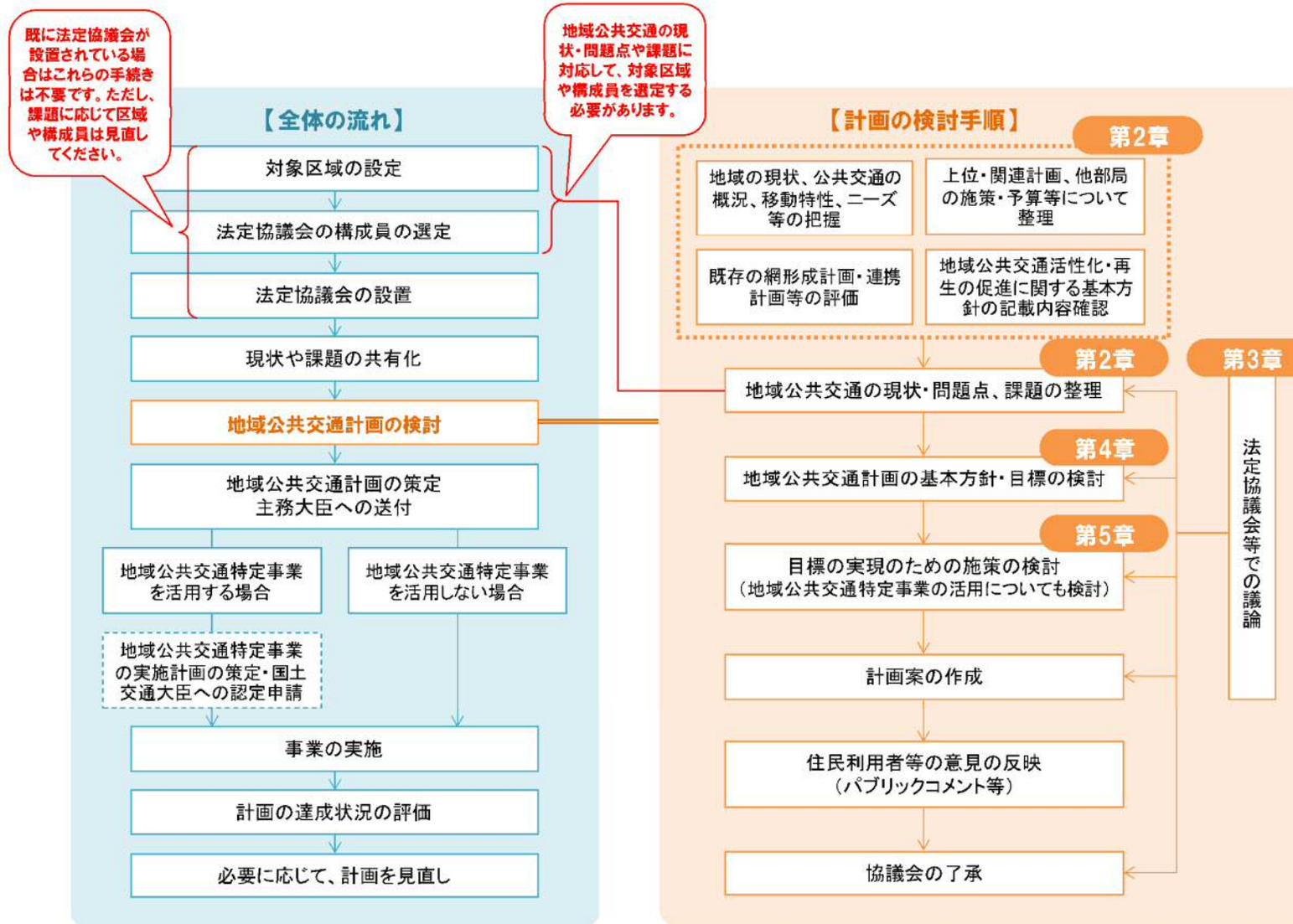
**(努力義務)**

# (1) 地域公共交通計画とは

- 地域公共交通政策の「憲法」
- 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」
- 「自分たちの地域ではこのような考え方で地域旅客運送サービスの持続的な提供を行います」という宣言文

出典：国土交通省 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き第3版（令和4年3月）

# (2) 計画の策定手順



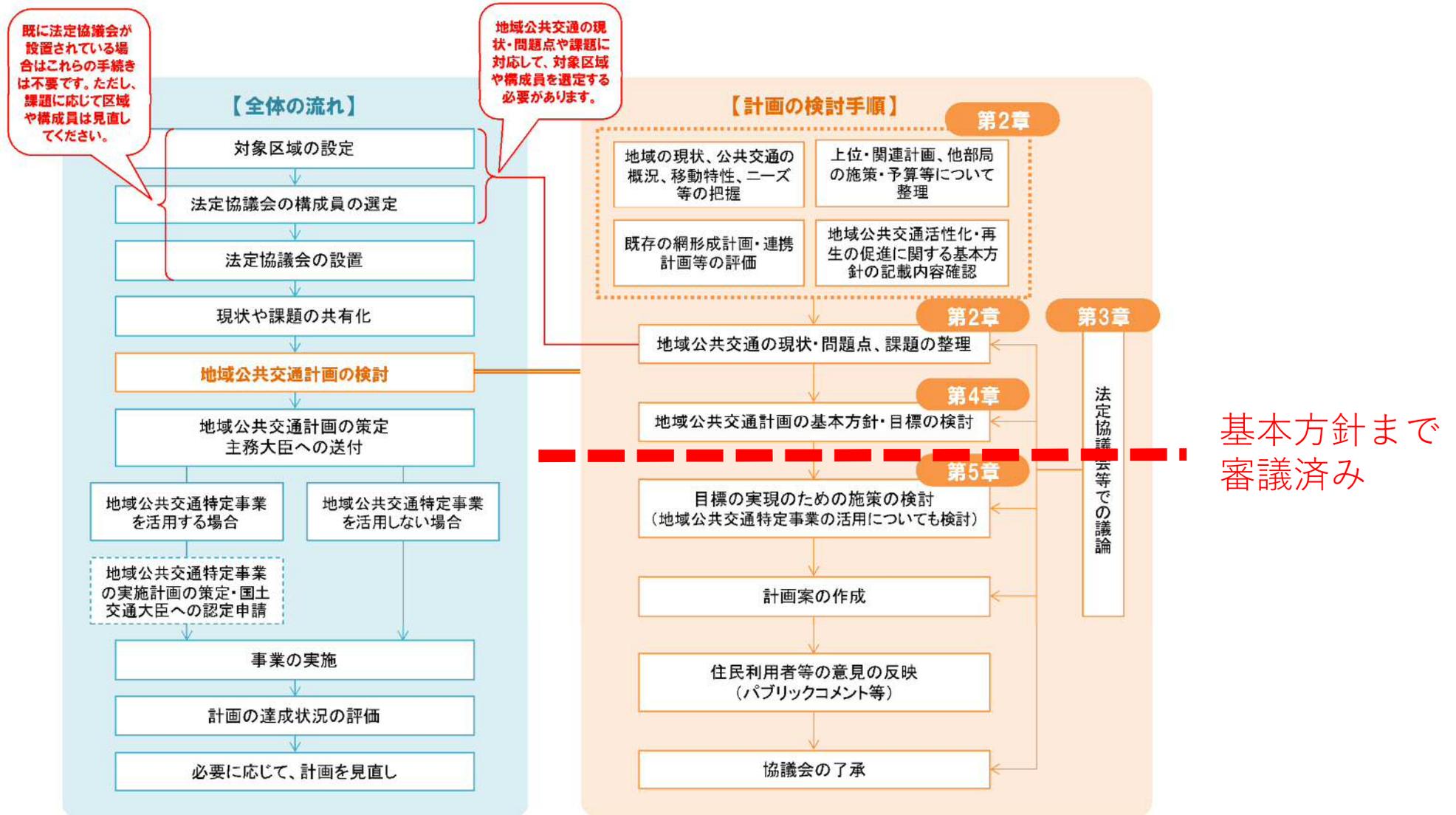
出典：国土交通省 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き第3版（令和4年3月）

# 3. 本市における検討状況 について

# (1) これまでの経緯

年度	内容	備考
平成30年度～令和元年度	地域公共交通網形成計画の検討 (現 地域公共交通計画)	
令和2年度～令和3年度	新型コロナウイルスの影響により、 計画策定を先延べ	令和2年11月法改正 →地域公共交通網形成計画に代わる、新たな法定計画として <u>地域公共交通計画</u> の作成が努力義務化

# (1) これまでの経緯



出典：国土交通省 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き第3版（令和4年3月）

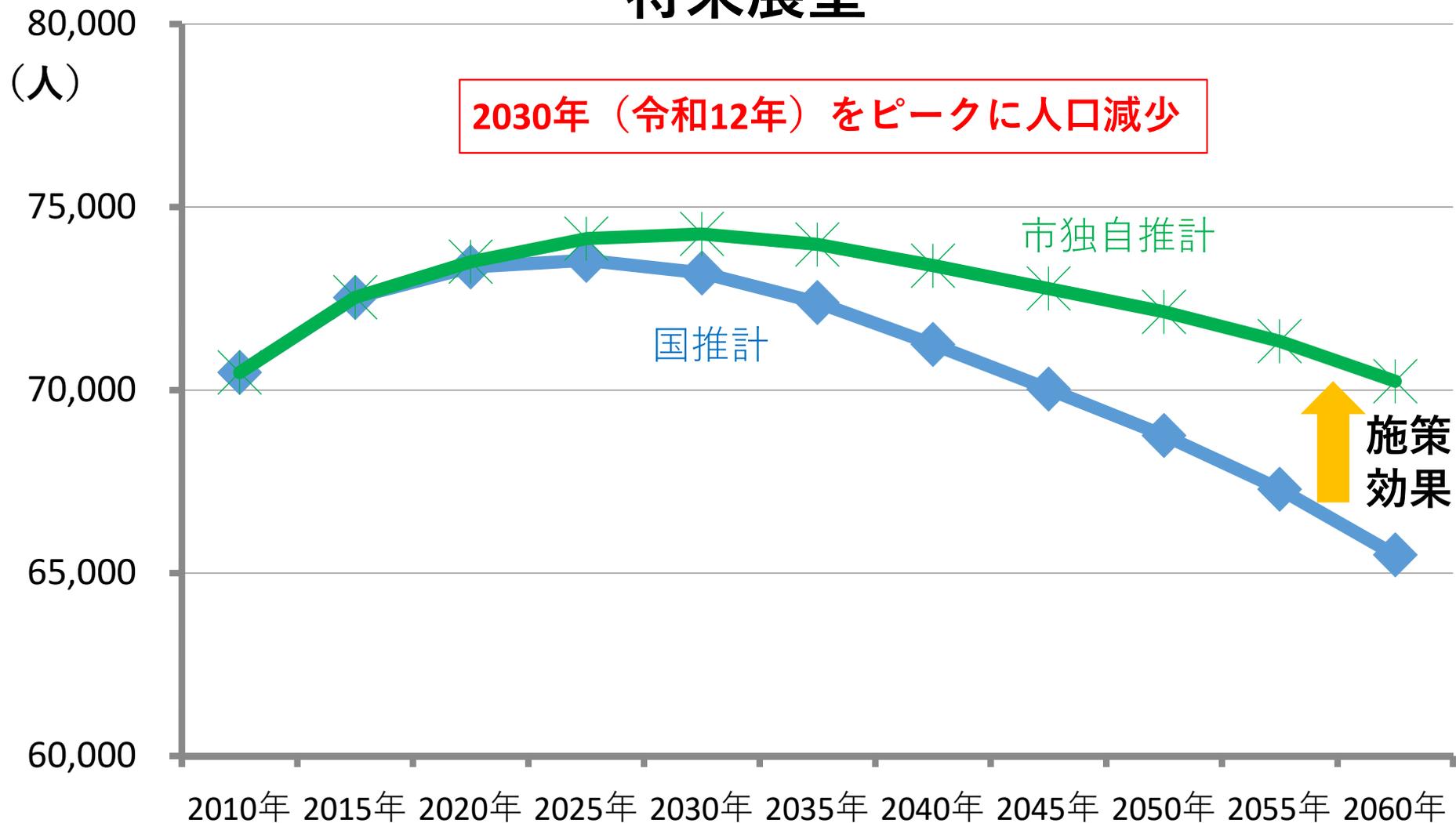
## (2) 本市の現況 ※人口

人口	世帯数	高齢化率
71,635人	32,612世帯	28.2%

※令和4年5月末時点

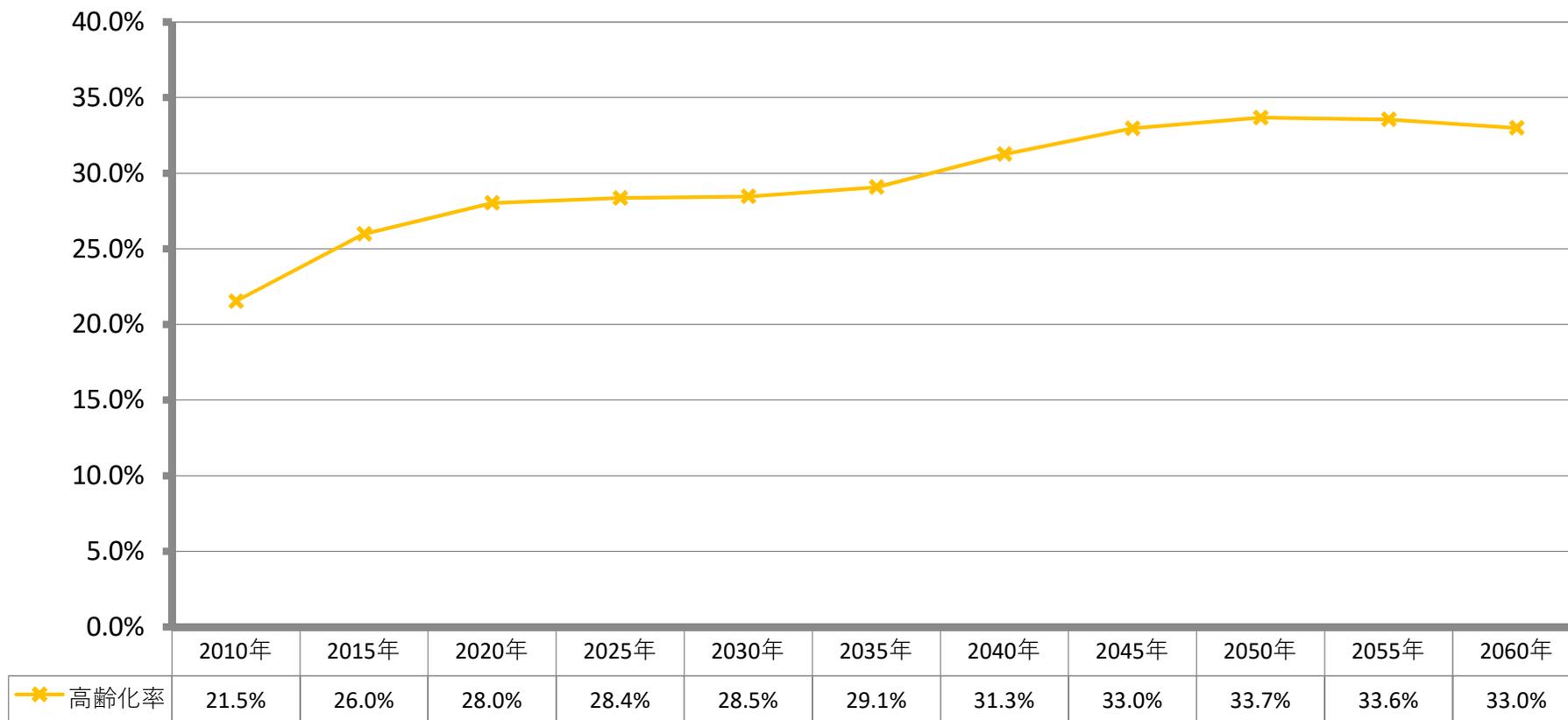
# (2) 本市の現況 ※人口

## 将来展望



# (2) 本市の現況 ※人口

将来展望 (高齢化率)



## **(2) 本市の現況 ※交通関係**

- ・ **鉄道**

  - 3 路線 (西鉄 2 路線、JR 1 路線)**

- ・ **バス**

  - 2 1 路線 (市コミュニティバス 1 1 路線、路線バス 1 0 路線)**

- ・ **タクシー**

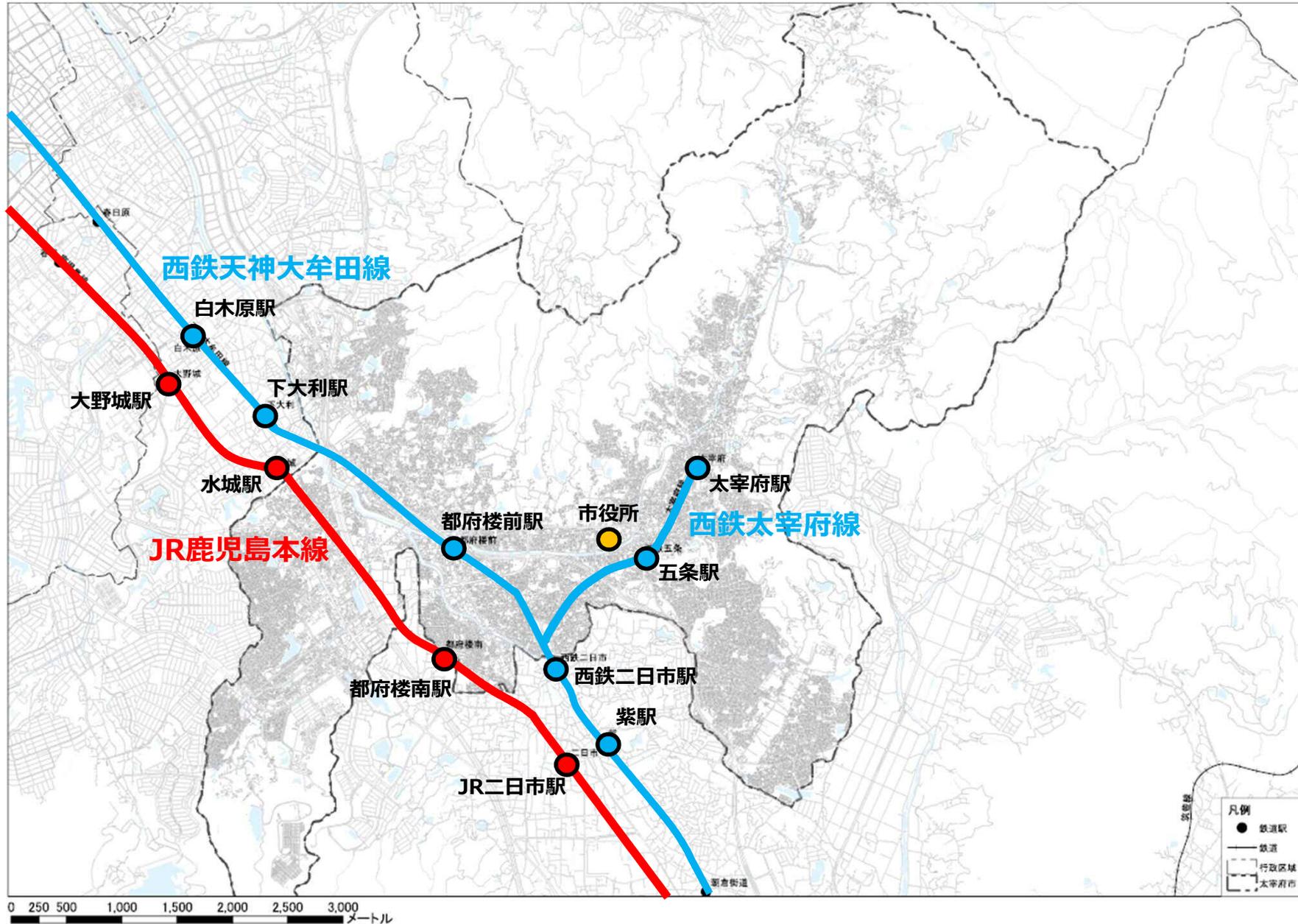
  - 1 事業者**

# 鉄道

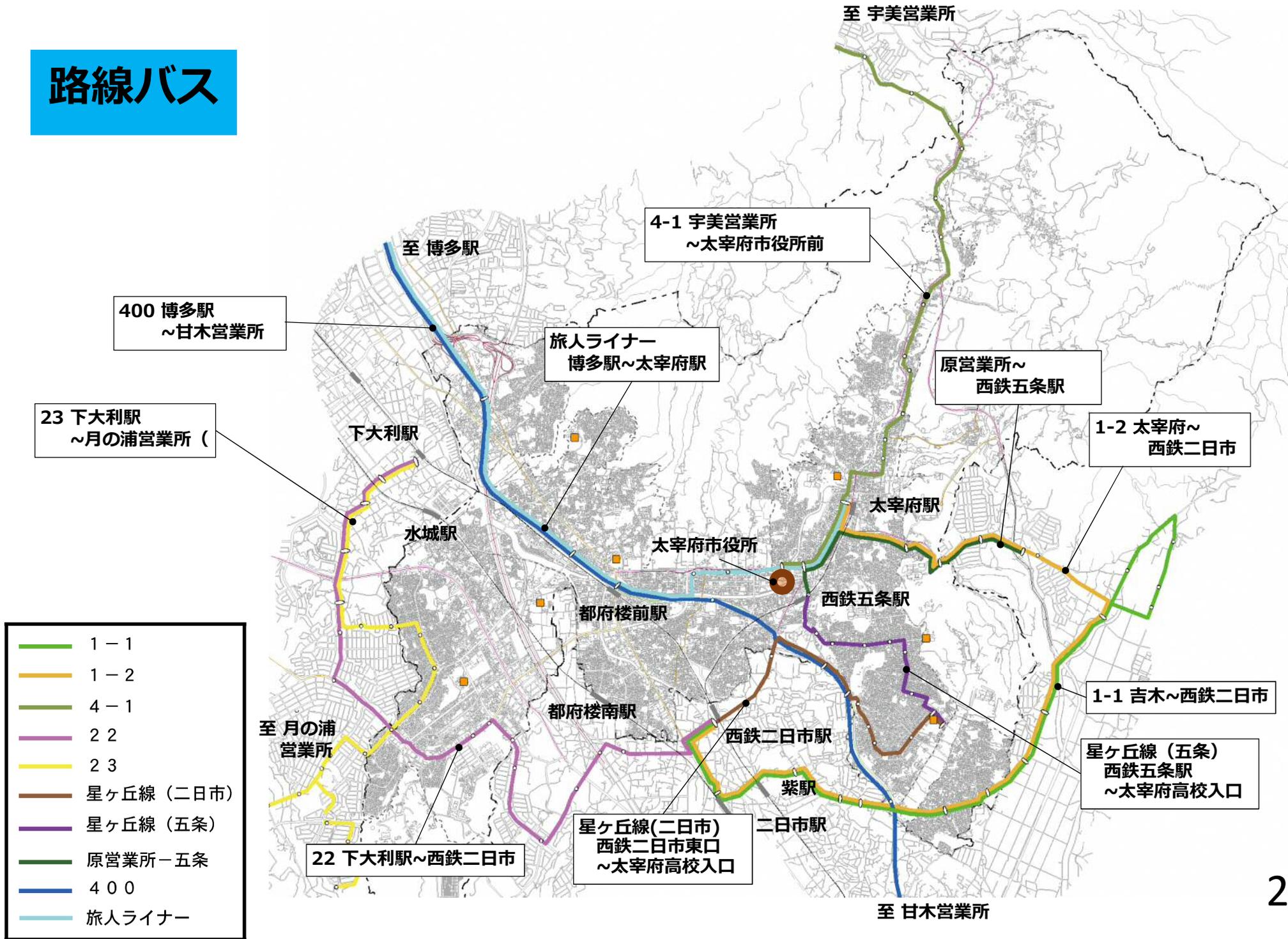
## 【市内の駅】

西鉄：太宰府駅、五条駅、都府楼前駅

JR：都府楼南駅

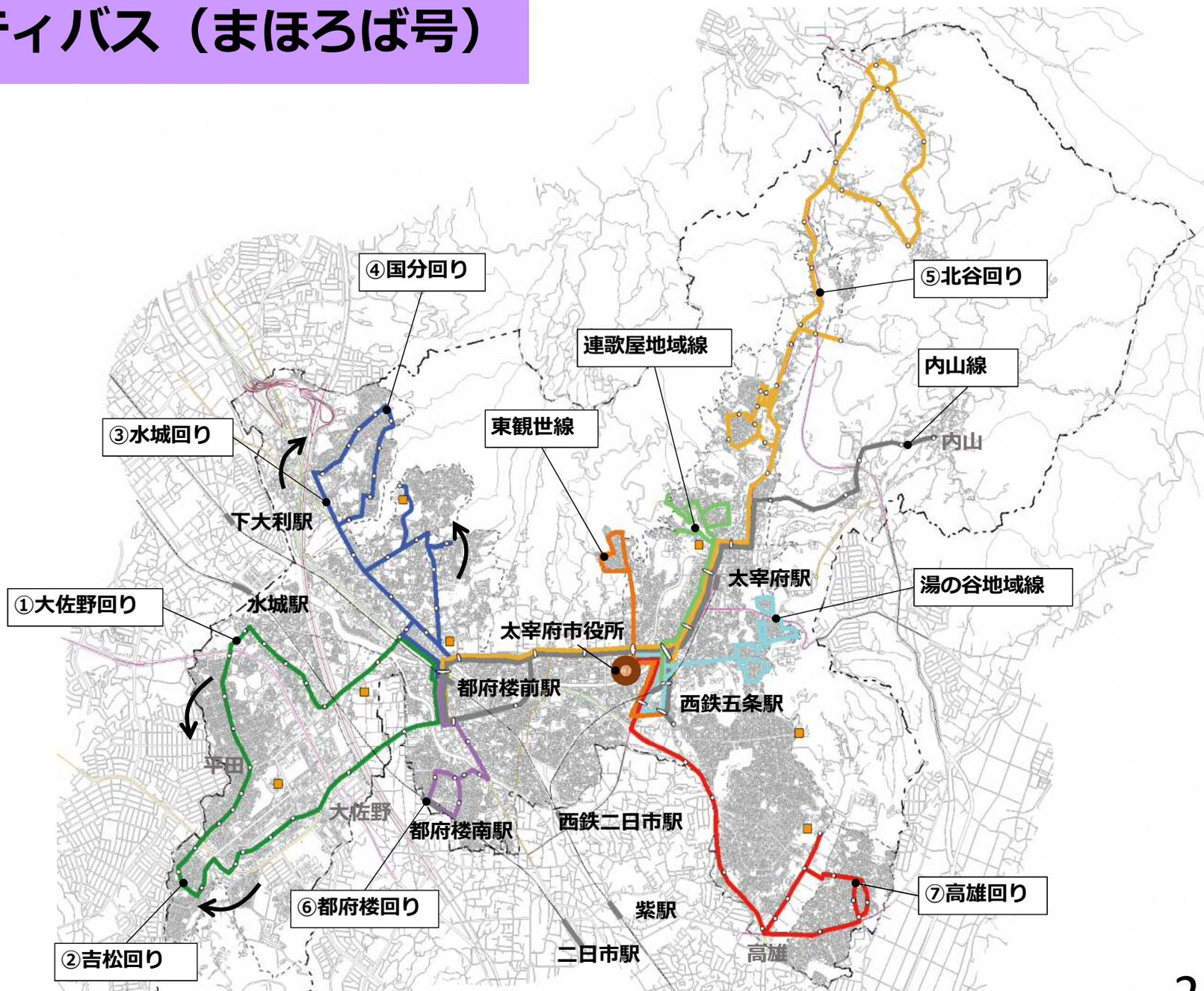


# 路線バス



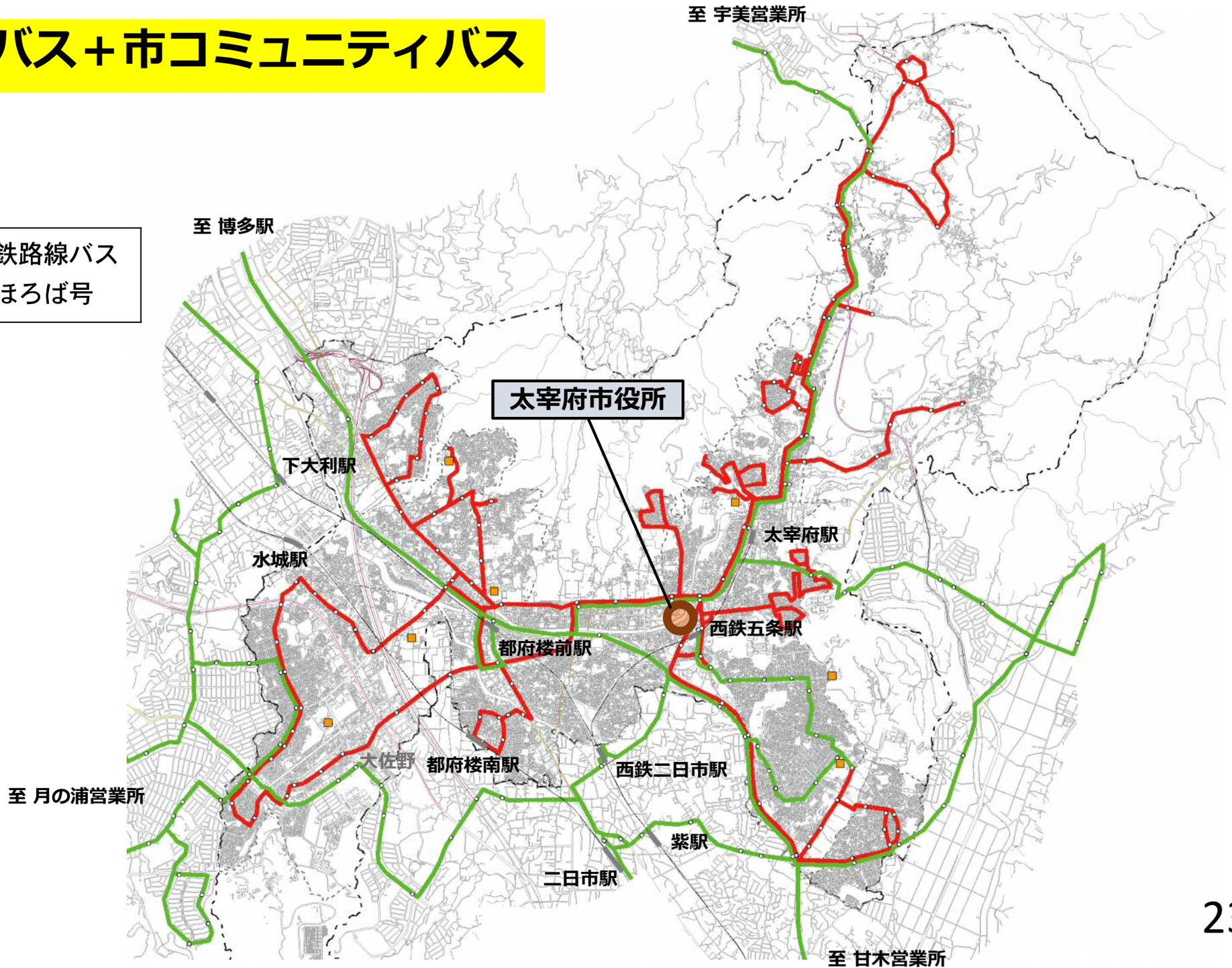
# 市コミュニティバス（まほろば号）

- ①大佐野回り
- ②吉松回り
- ③水城回り
- ④国分回り
- ⑤北谷回り
- ⑥都府楼回り
- ⑦高雄回り
- 内山線
- 湯の谷地域線
- 連歌屋地域線
- 東観世地域線

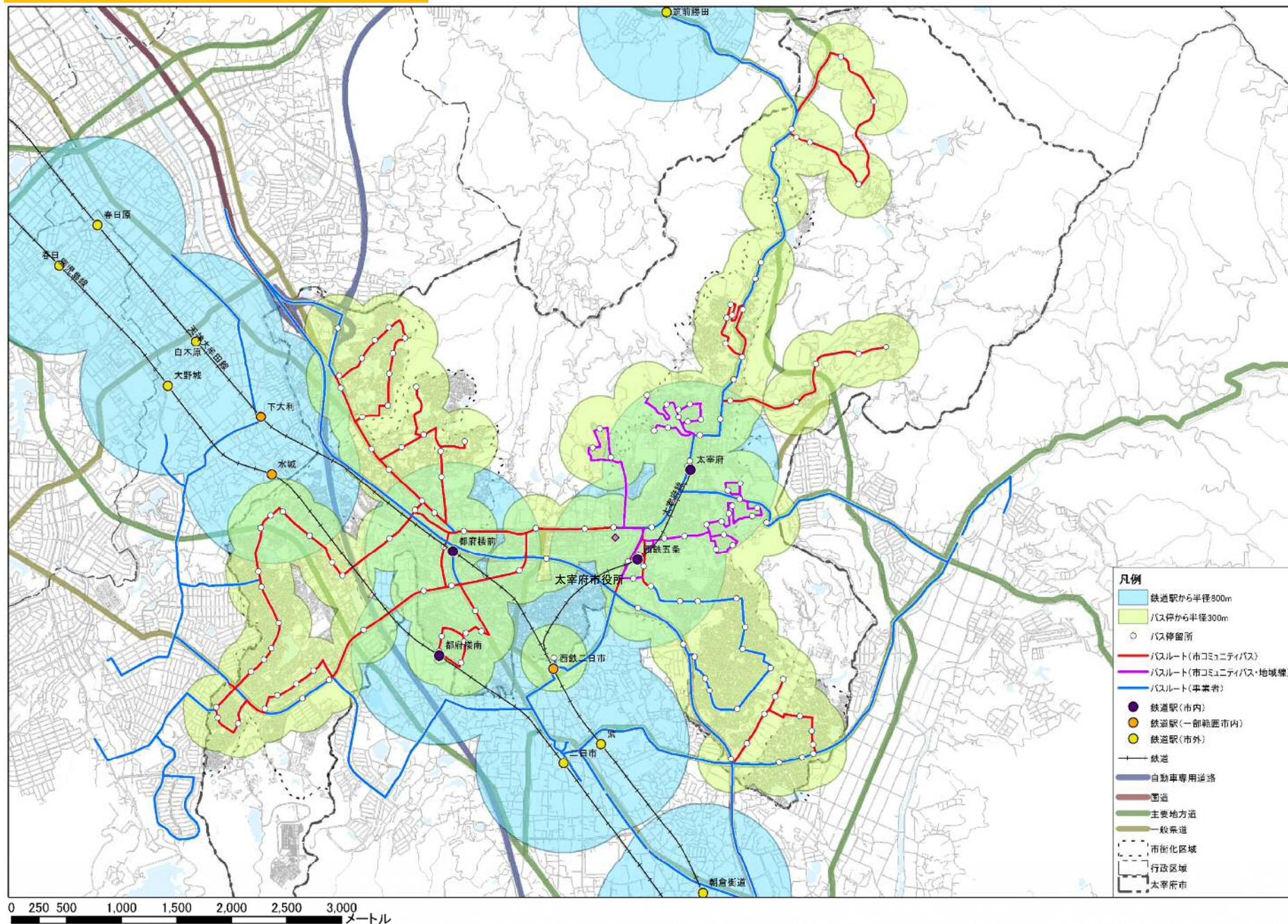


# 路線バス+市コミュニティバス

- 西鉄路線バス
- まほろば号



# 公共交通利用圏域

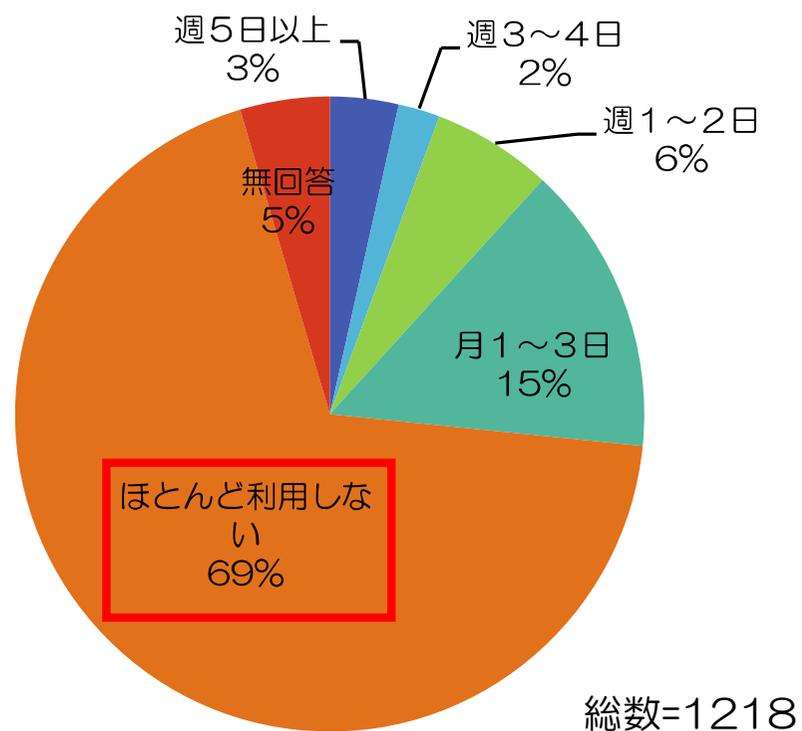


# (3) 市民アンケート調査

調査目的	地域公共交通網形成計画（現 地域公共交通計画）の策定にあたり、市民の日常生活の実態及びニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施。
調査対象者	太宰府市の在住者（18歳以上）※無作為抽出
調査期間	平成30年3月1日～平成30年4月30日
調査方法	郵送配布
配布票数	3,000票
回収票数	1,218票（回収率：40.6%）

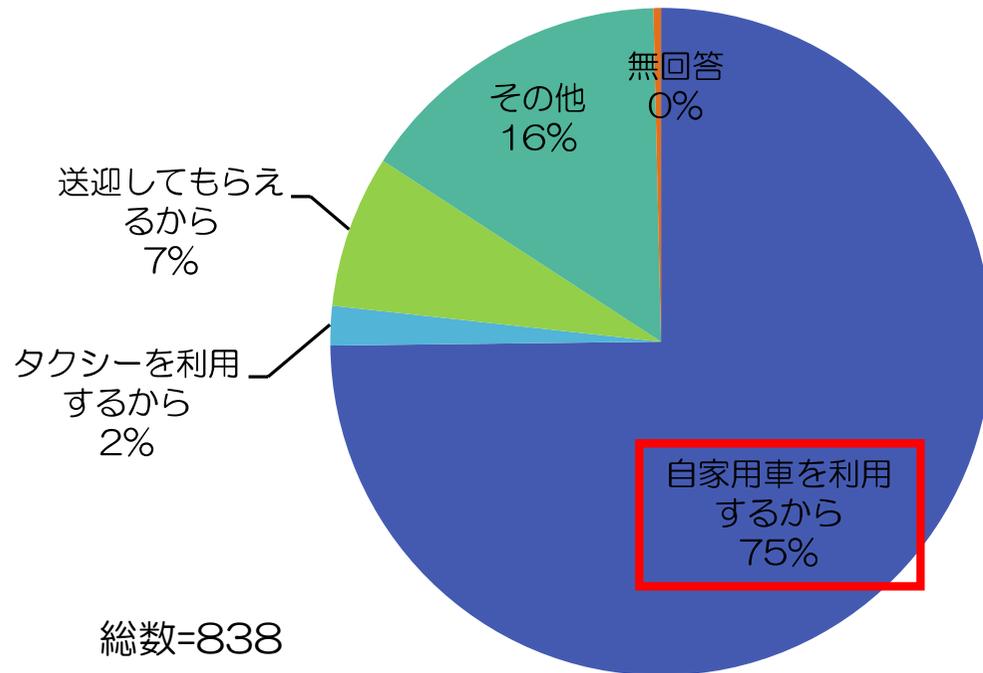
# (3) 市民アンケート調査

路線バスやコミュニティバスの利用頻度について



# (3) 市民アンケート調査

## バスをほとんど利用しない人の理由について

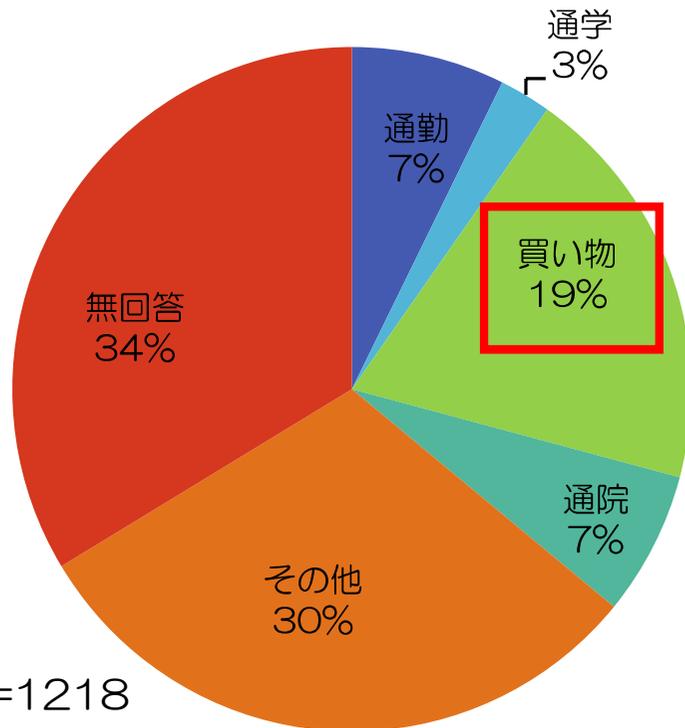


### ※その他 回答一覧

バス停までが遠いから (11)
本数が少なすぎ (8)
自動車を利用 (2)
自転車を利用 (33)
バイク・原付を利用しているから (9)
電車を利用するから (17)
歩くから (25)
利便性を感じない、不便 (5)
出歩かない、そもそも使う機会がない (4)
路線が不便 ※最寄駅含め、駅(水城駅、西鉄二日市)などに行けない(4)
送ってもらう (2)
良い時間がない (2)
目的地に魅力がない (2)
バス利用
まほろば号が青山まで来てくれないから
電車との連絡が悪い。まほろば号と変えてもらいたい。
引っ越したばかりでバス便がよく分からない
子供の休日を利用
コミュニティバスがあるが連歌屋浦の城団地まできているが200円であること。路線だと100円なのに
バスの時間帯、渋滞する
目的地とする病院と日用品店がないため
脳梗塞で足が痺れ歩行困難なので外出はタクシー利用。食品の購入は近くに店がありませんので毎回タクシーなのでタクシー代が大変です。
社用車があるため
視覚に障害があるから
私より高齢の方たちでいつも満席になるため、利用できない
実家にいることが少ないため

# (3) 市民アンケート調査

路線バスやコミュニティバスの  
利用目的について

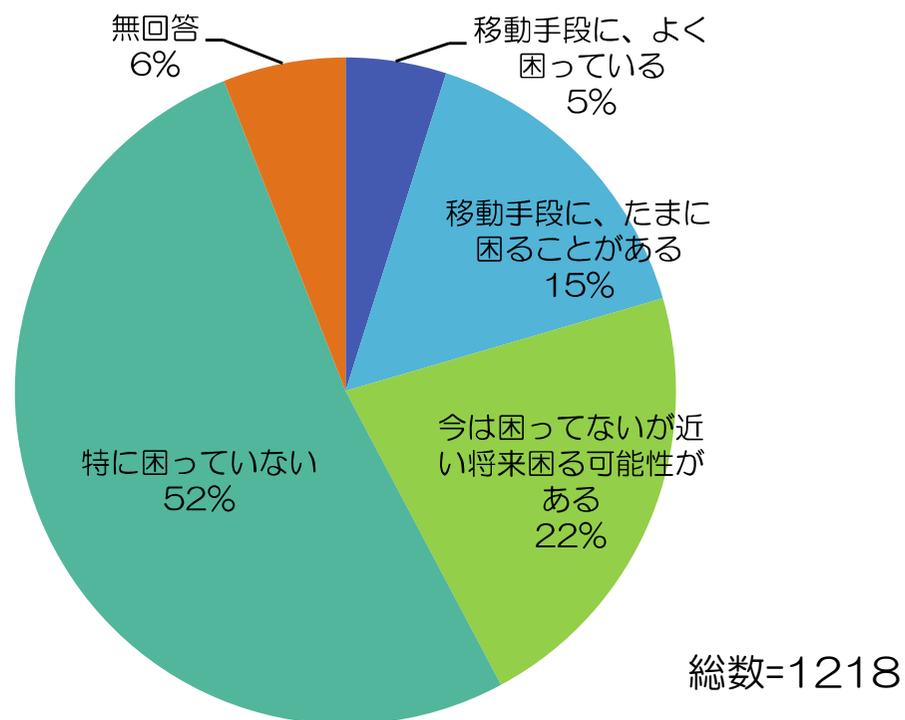


## ※その他 回答一覧

利用しない (91)	気晴らし
ご飯・お酒飲むとき (24)	外出は控えている。動けばシルバーカーが必要なためタクシー代がかかる
駅まで (16)	二日市温泉
余暇・レクリエーション・レジャー (15)	プール
市役所まで (12)	疲れた時
習い事・稽古 (10)	気分転換
遠出、特別な外出、イベント会場に行くとき (10)	路線設定悪く時数が少ない
ほとんど利用しない (9)	高齢者福祉行事参加
市の施設利用 (図書館・博物館・情報センター) (8)	運動
車が利用できないとき (5)	散髪
散歩・登山 (5)	集会
趣味 (5)	プラムカルユアに行く時
観光 (5)	目的地に該当しないから
目的地に駐車場がないとき (4)	タクシー利用
福岡市内へ (4)	野球の観戦4~9月
特にない (4)	通学
天神へ (3)	運行していない
天満宮 (3)	自転車を使うから
通勤 (雨天時含む) (3)	自転車より都合のよい場合のゆえに
福岡空港 (2)	車を使わないで近辺へ出かけるとき
目的地に駐車場がないとき (2)	帰省
自家用車利用 (2)	出かける目的は買い物ですがコミュニティバスは一度も利用したことがない
ボランティア活動 (2)	妻の通院の同伴
子供が乗りたいと言った時 (2)	駐車場がお金かかる時
買い物や通院	会議等

# (3) 市民アンケート調査

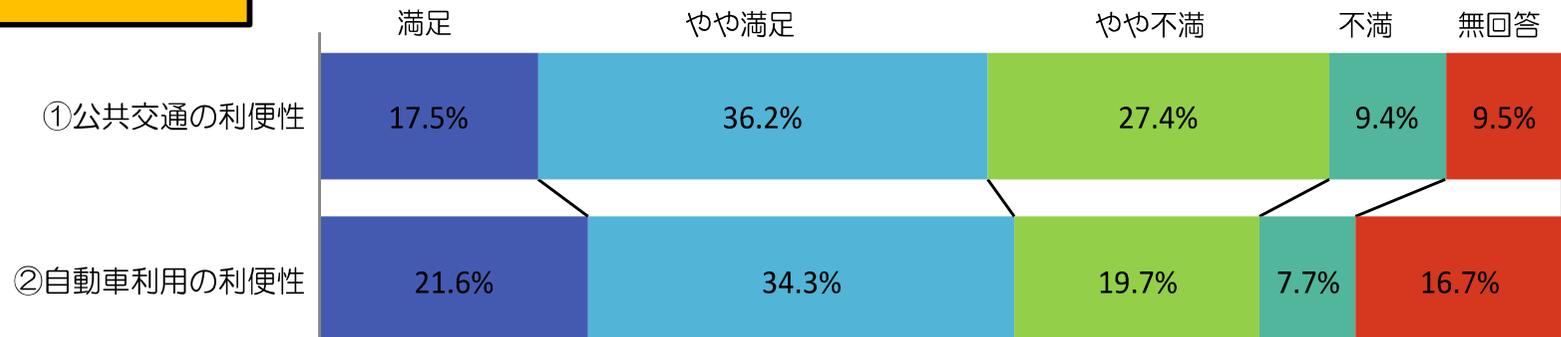
外出時の移動手段について、困っていると感じることについて



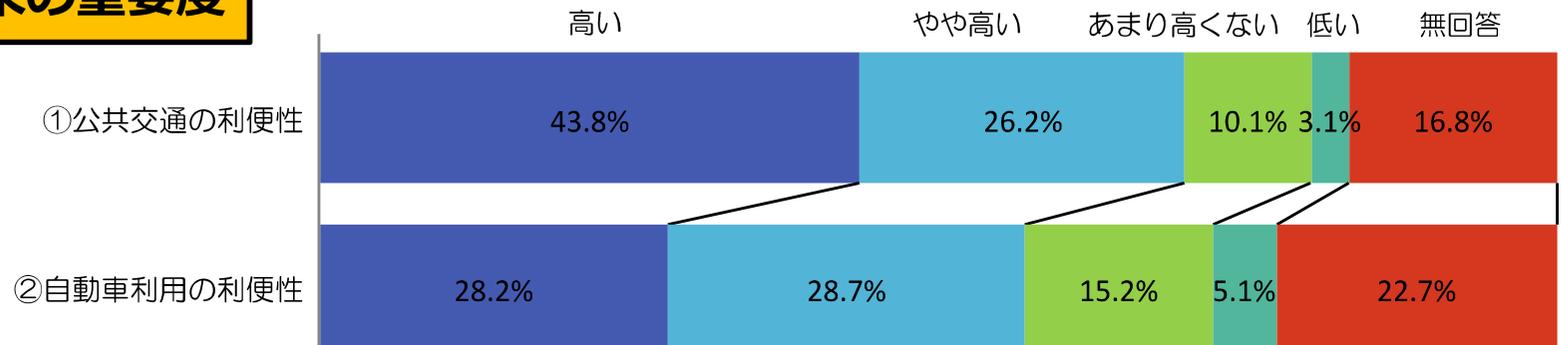
# (3) 市民アンケート調査

## 公共交通の現在の満足度と重要度について

### 現在の満足度



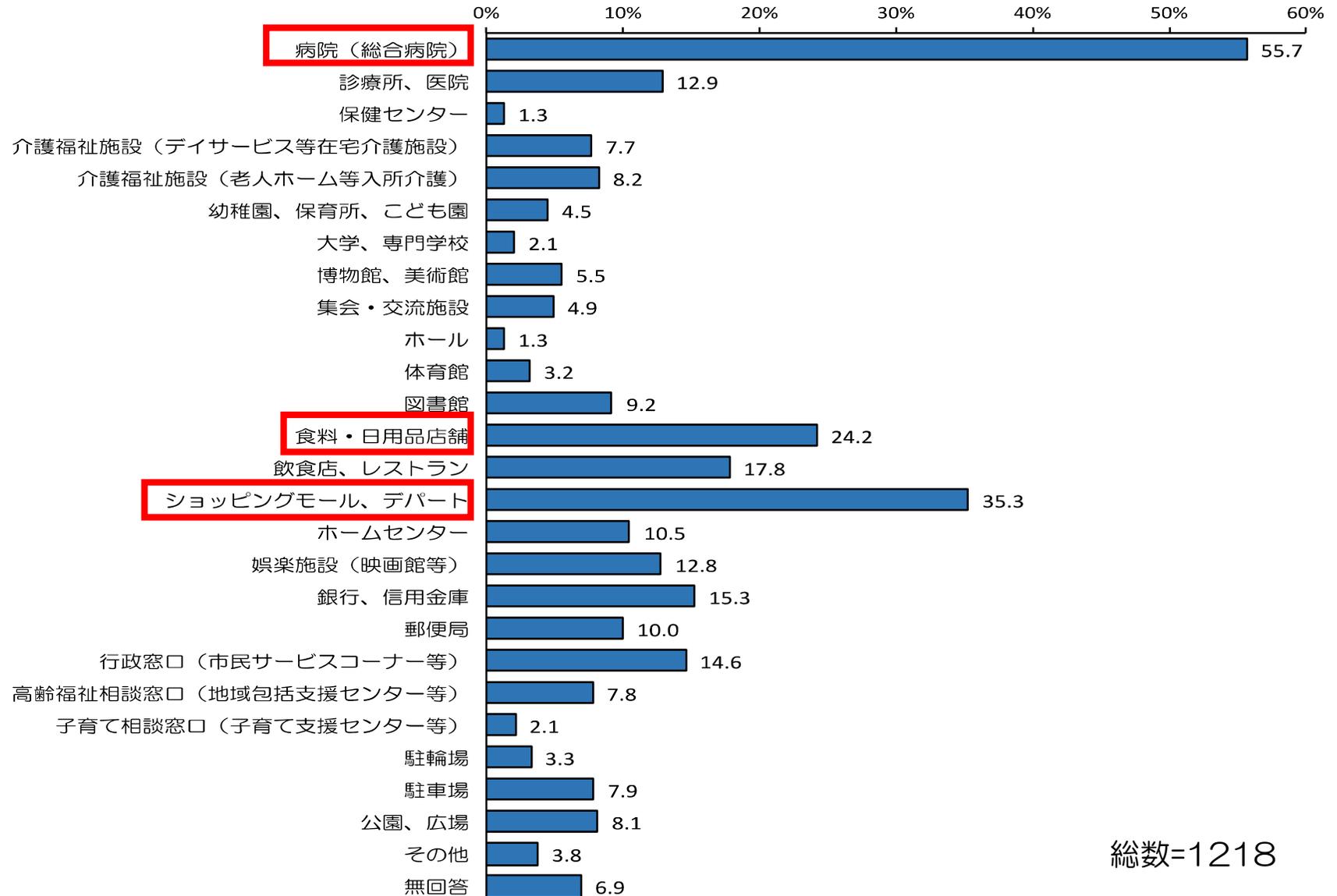
### 将来の重要度



総数=1218

# (3) 市民アンケート調査

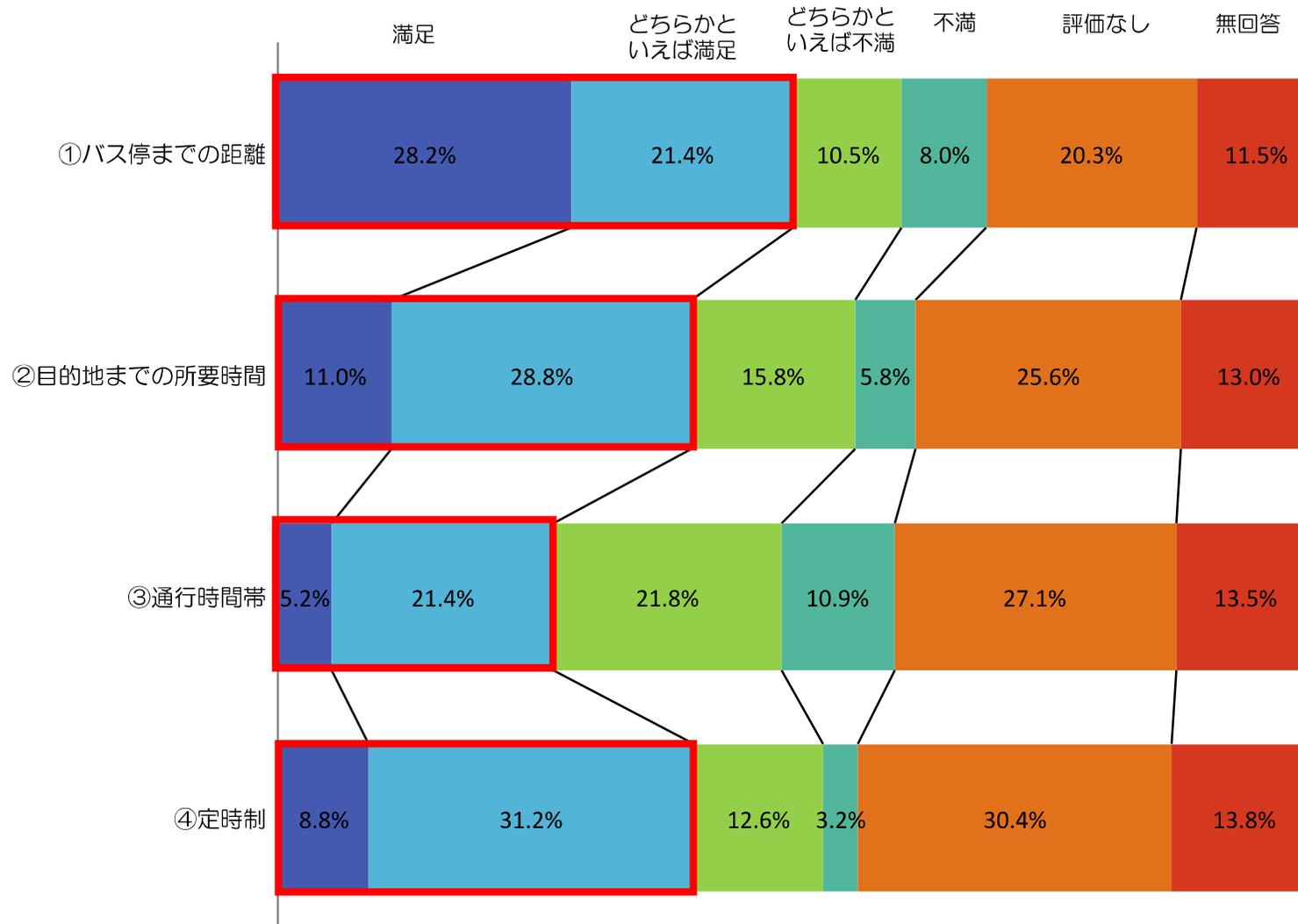
公共交通機関を利用して行くことがあるとよい施設について（複数回答）



総数=1218

# (3) 市民アンケート調査

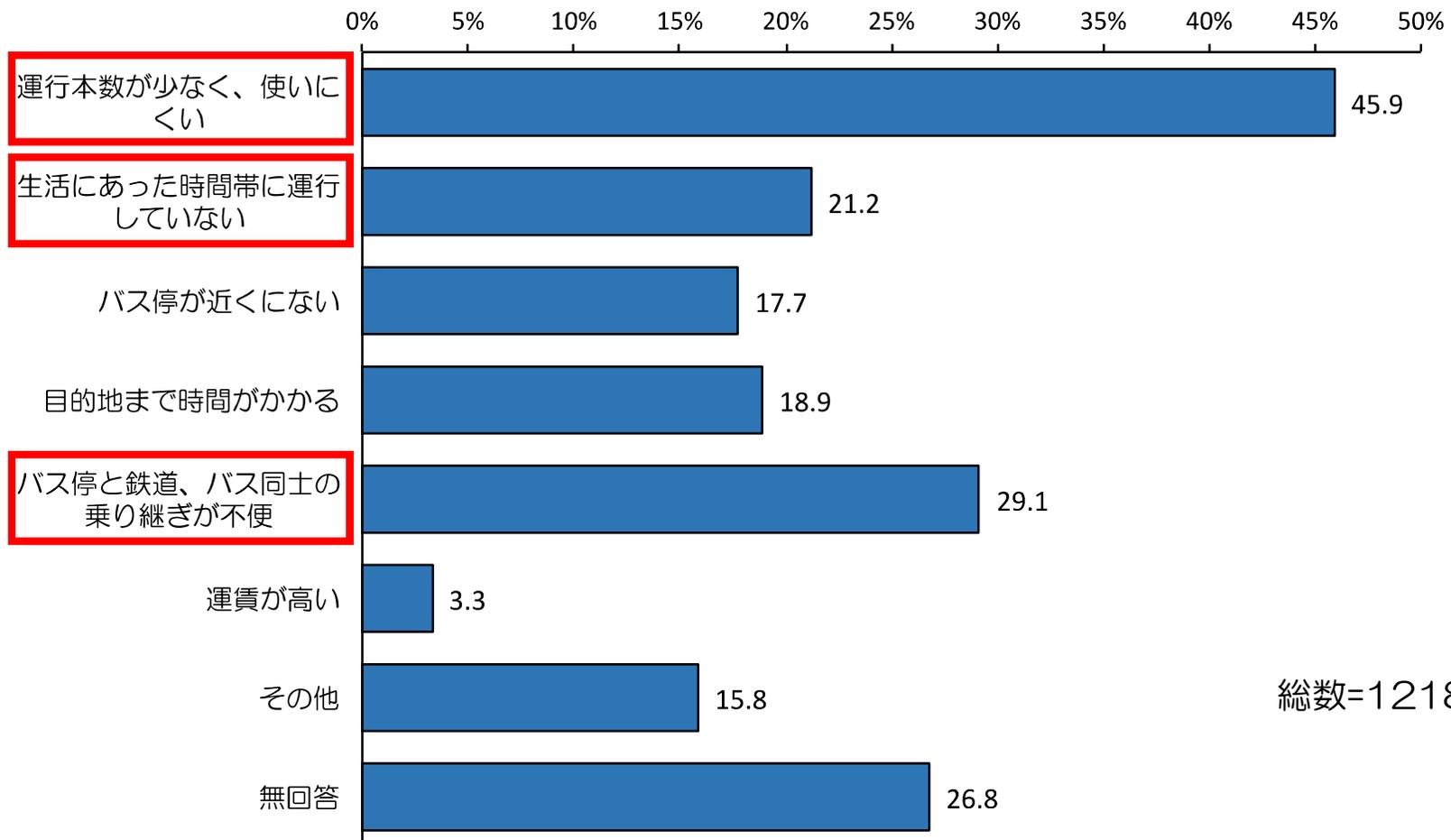
## コミュニティバス利用の距離、時間等の満足度について



総数=1218

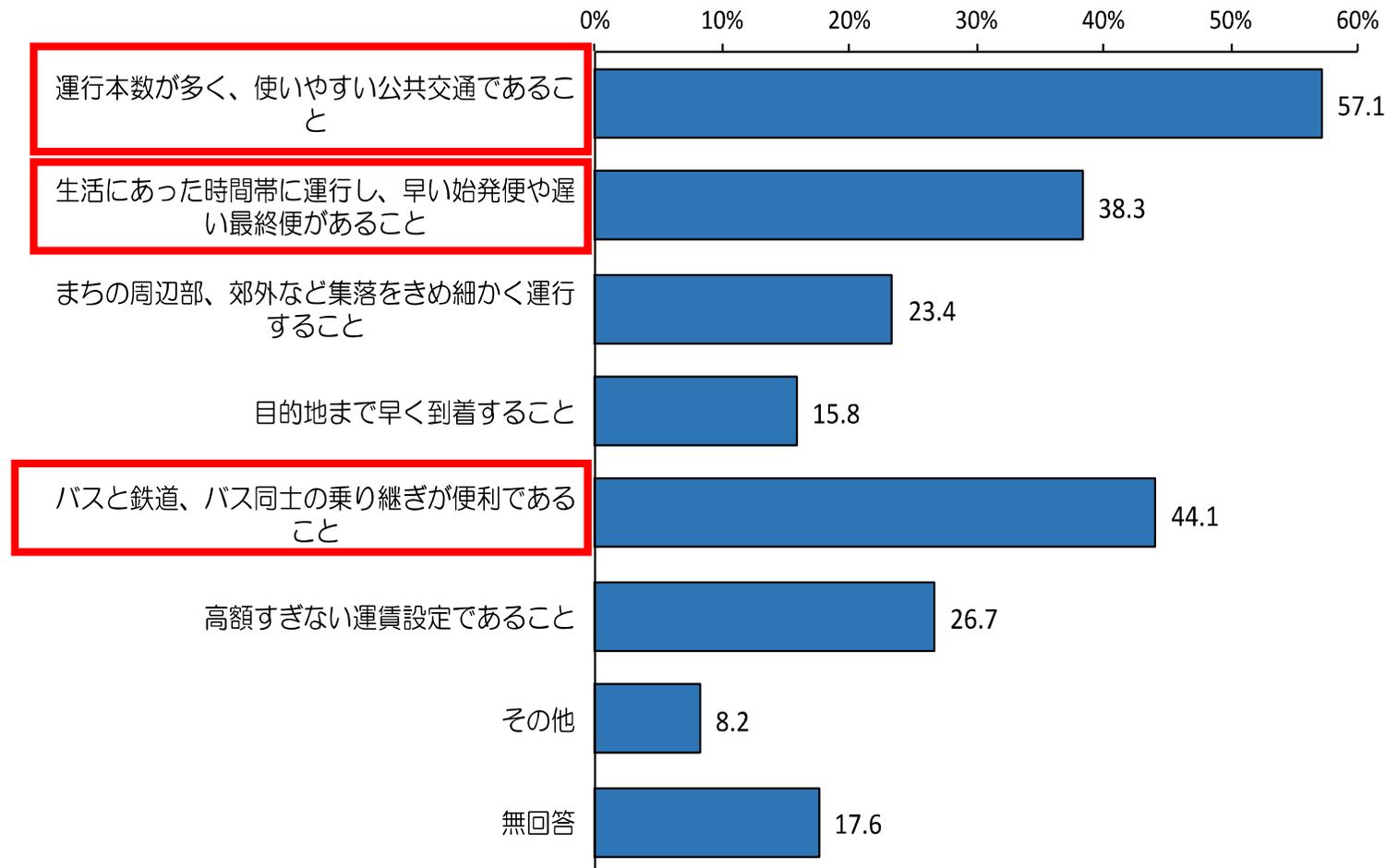
# (3) 市民アンケート調査

## コミュニティバスの不満な点について



# (3) 市民アンケート調査

今後の路線バスやコミュニティバスに対して望むこと（複数回答）



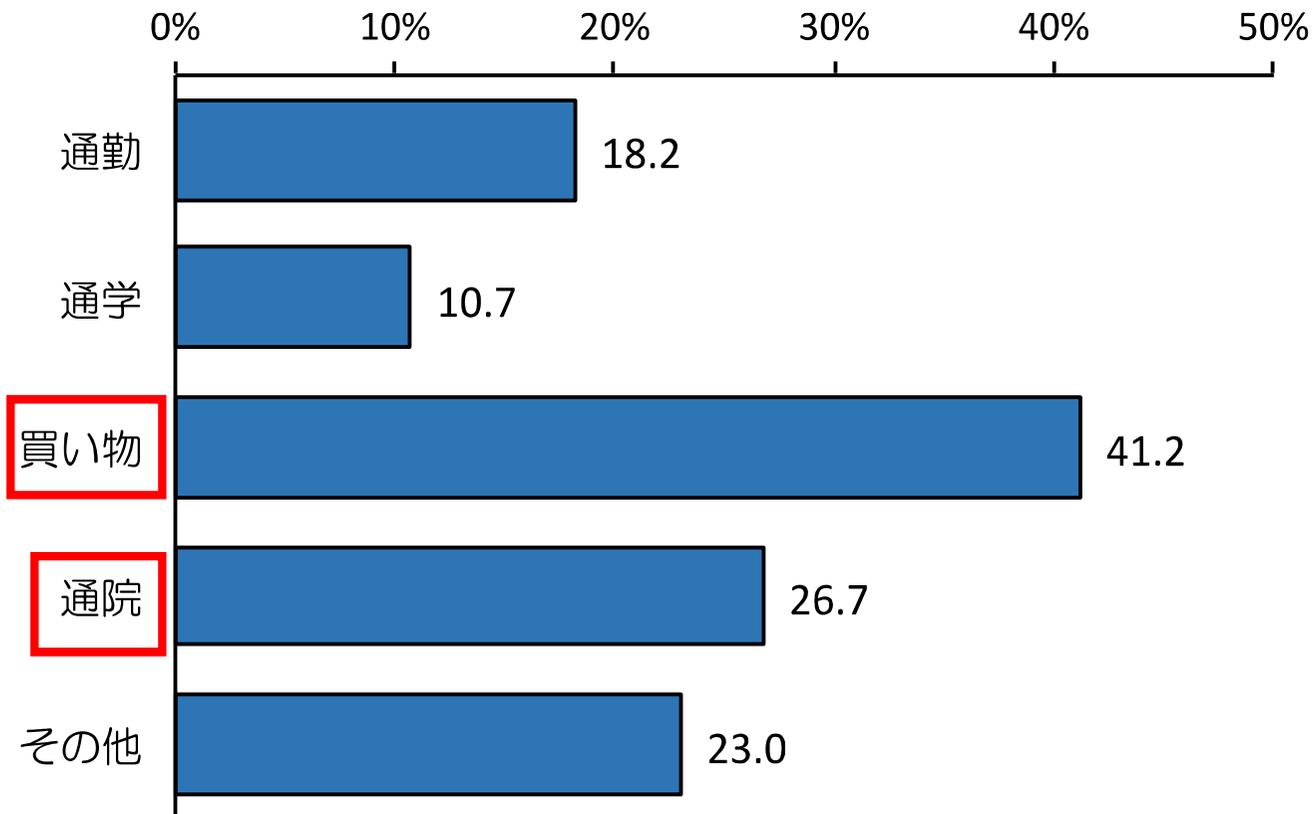
総数=1218

# (4) バス利用者聞き取りアンケート

調査目的	路線バス及びコミュニティバス利用者の実態把握を目的としたものである。
調査対象者	バス利用者
調査期間	平成30年9月3日～平成30年9月4日
調査方法	聞き取りアンケート調査
回収票数	187票 西鉄五条駅・・・53票 西鉄都府楼前駅・・・63票 西鉄二日市駅・・・65票 JR二日市駅・・・6票

# (4) バス利用者聞き取りアンケート

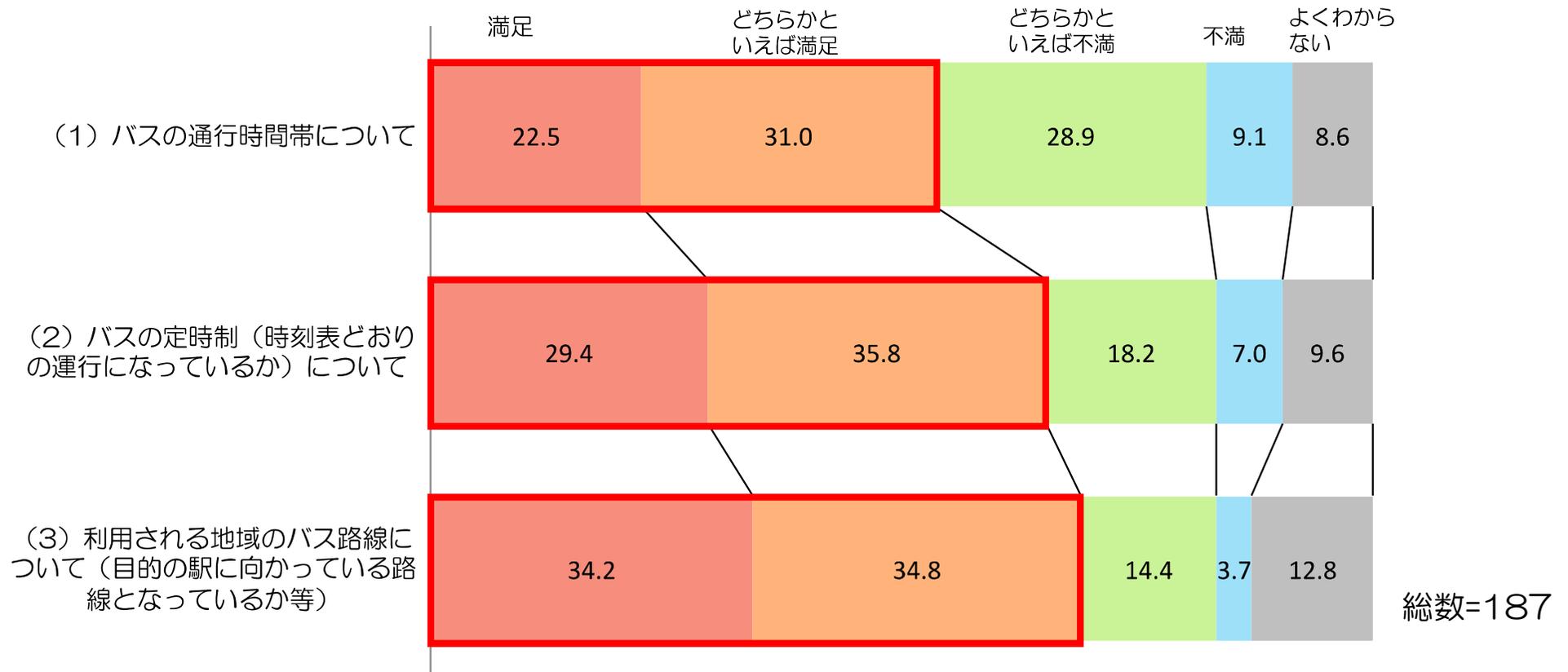
## バスの利用目的について



総数=187 (複数回答)

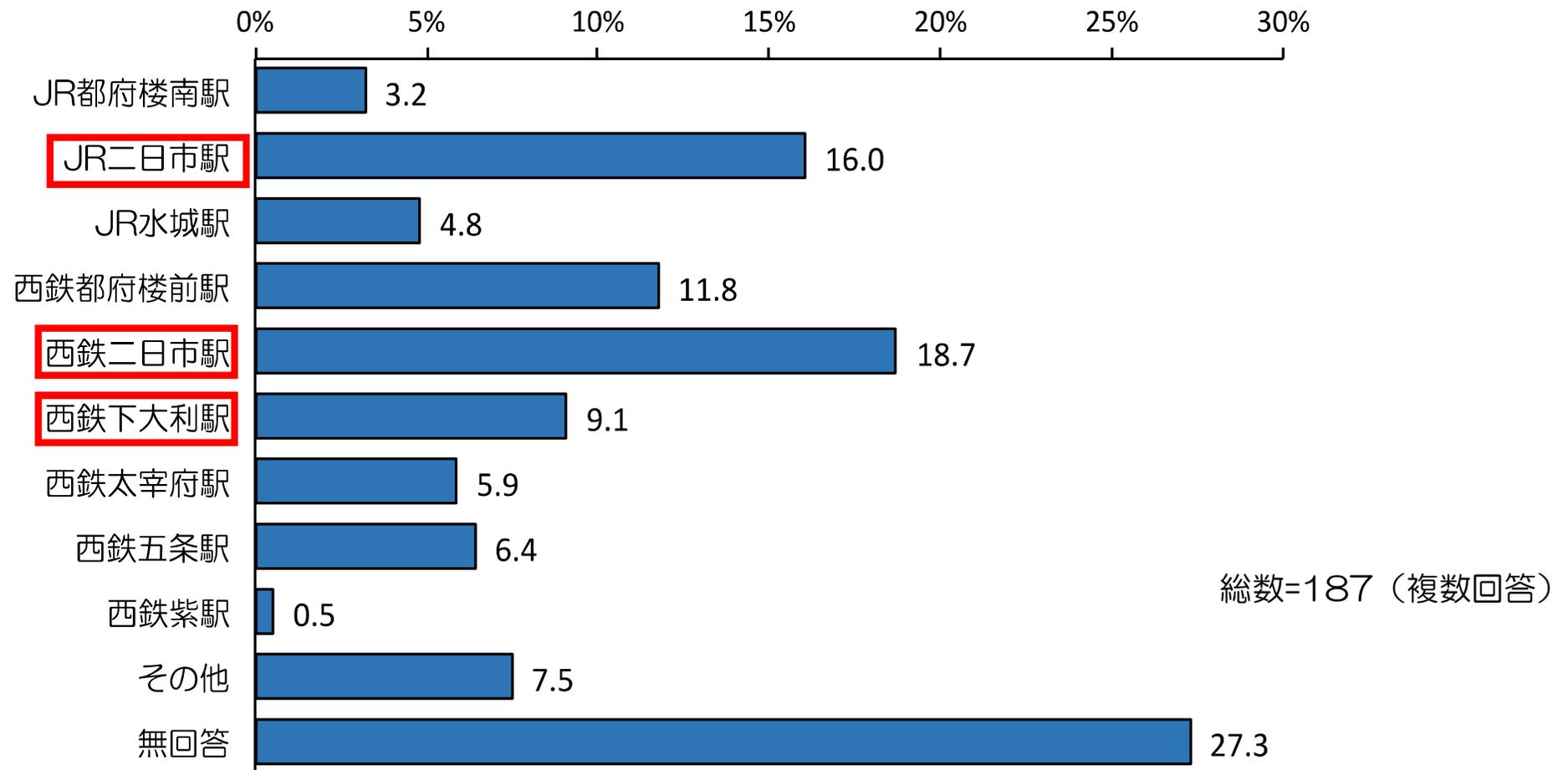
# (4) バス利用者聞き取りアンケート

## バスの満足度について

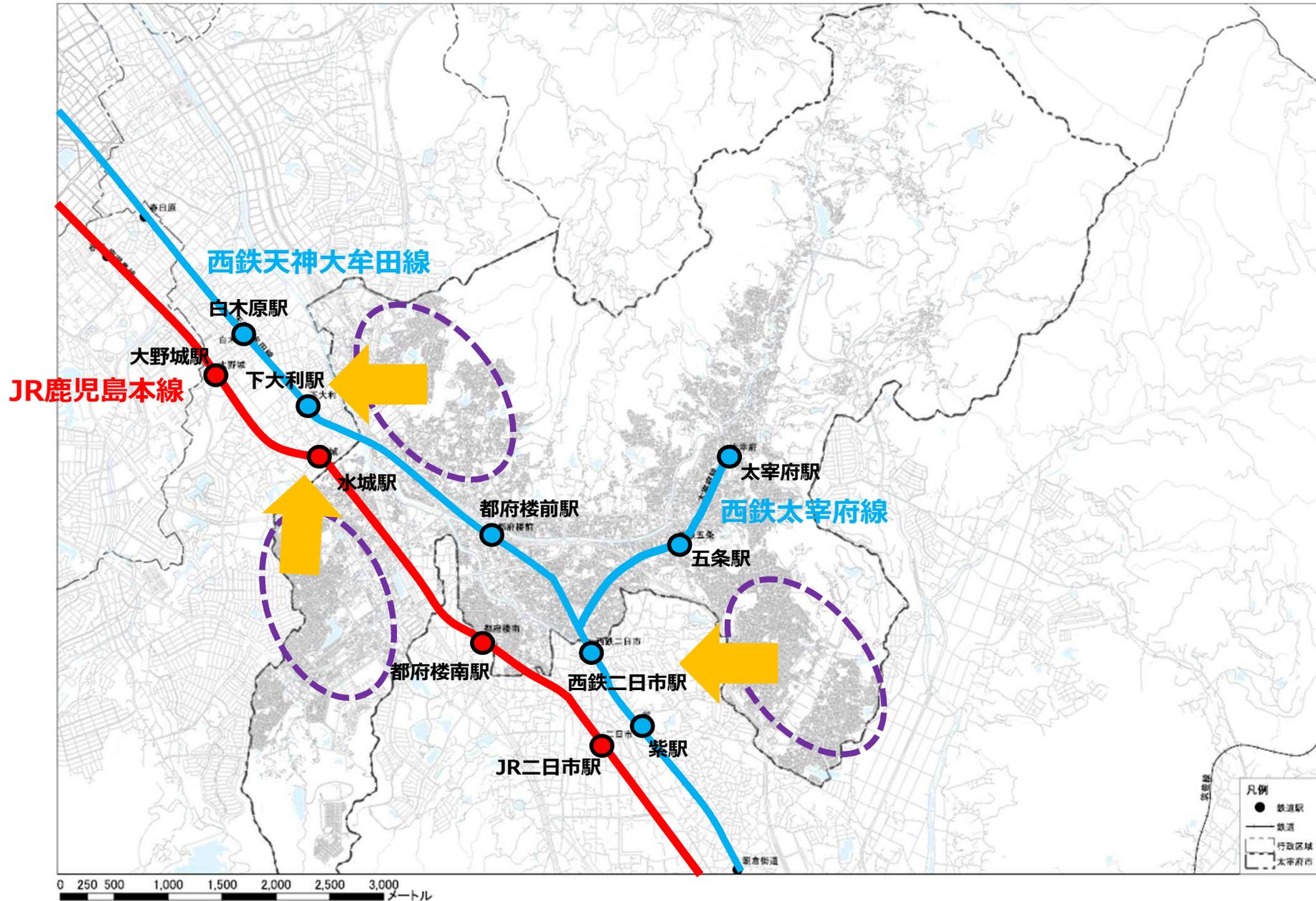


# (4) バス利用者聞き取りアンケート

ご自宅の最寄のバス停からどこの駅にも行けるバス路線があるとした場合、直接向かいたい駅について



# (4) バス利用者聞き取りアンケート

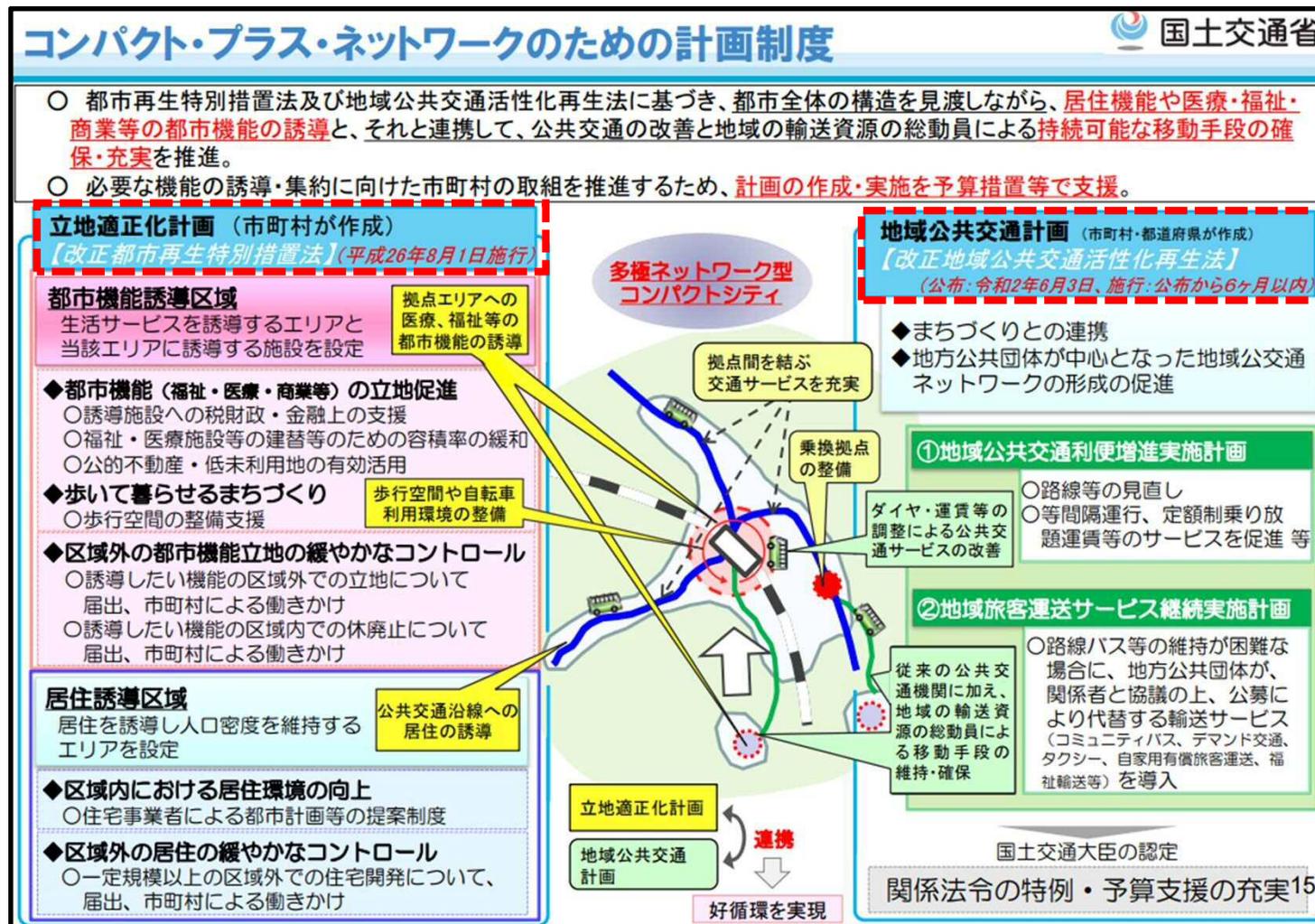


# **(5) 課題**

- 1. まちづくりとの整合**
- 2. 利用実態に応じた公共交通網の改善**
- 3. コミュニティバスにおける運営の改善**
- 4. 来訪者の視点による公共交通運用形態の改善**
- 5. 公共交通網改善に向けた関係者間の連携**

# 1. まちづくりとの整合

- ・ 立地適正化計画（策定中）との整合
- ・ コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり

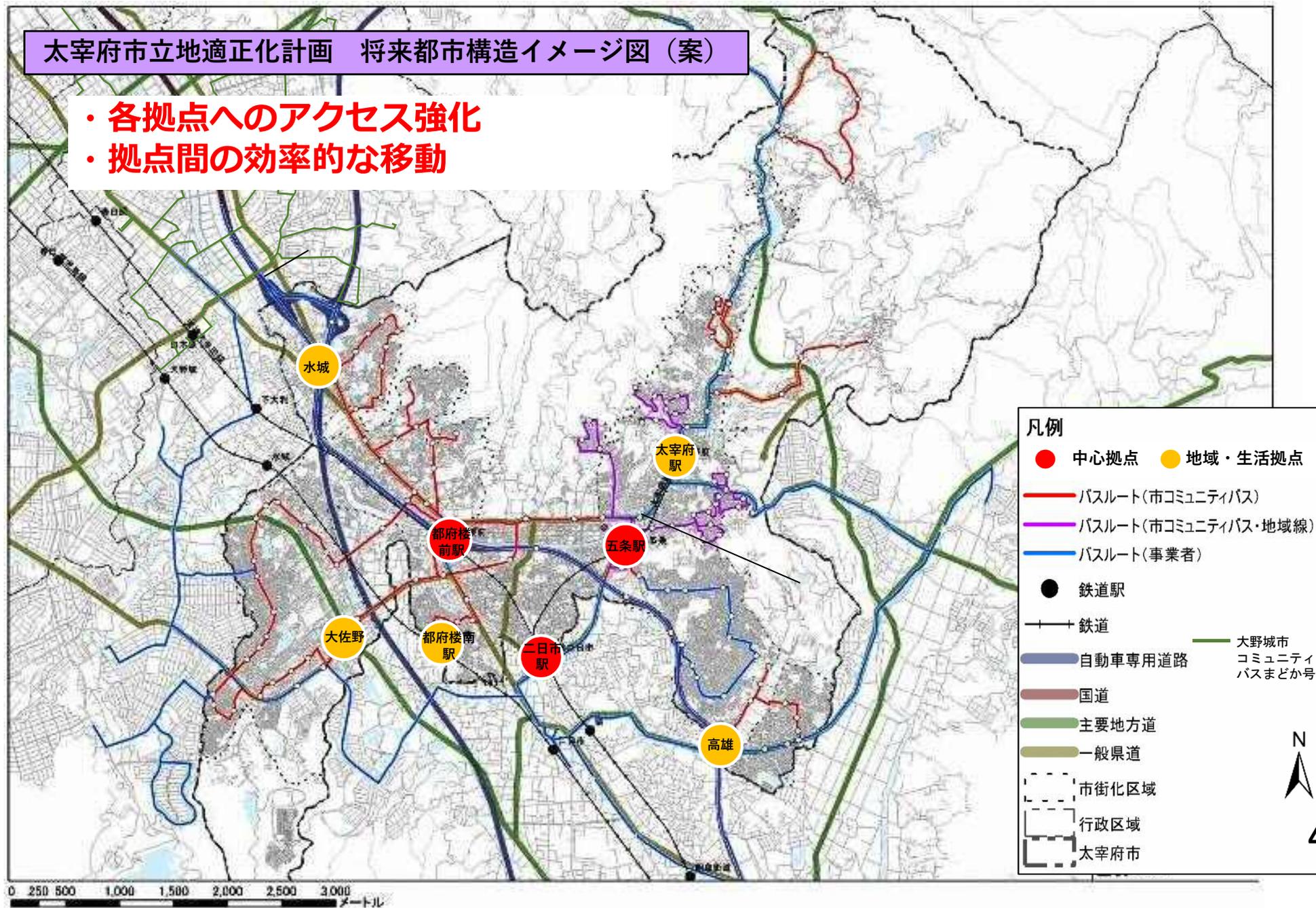


出典：国土交通省

# 1. まちづくりとの整合

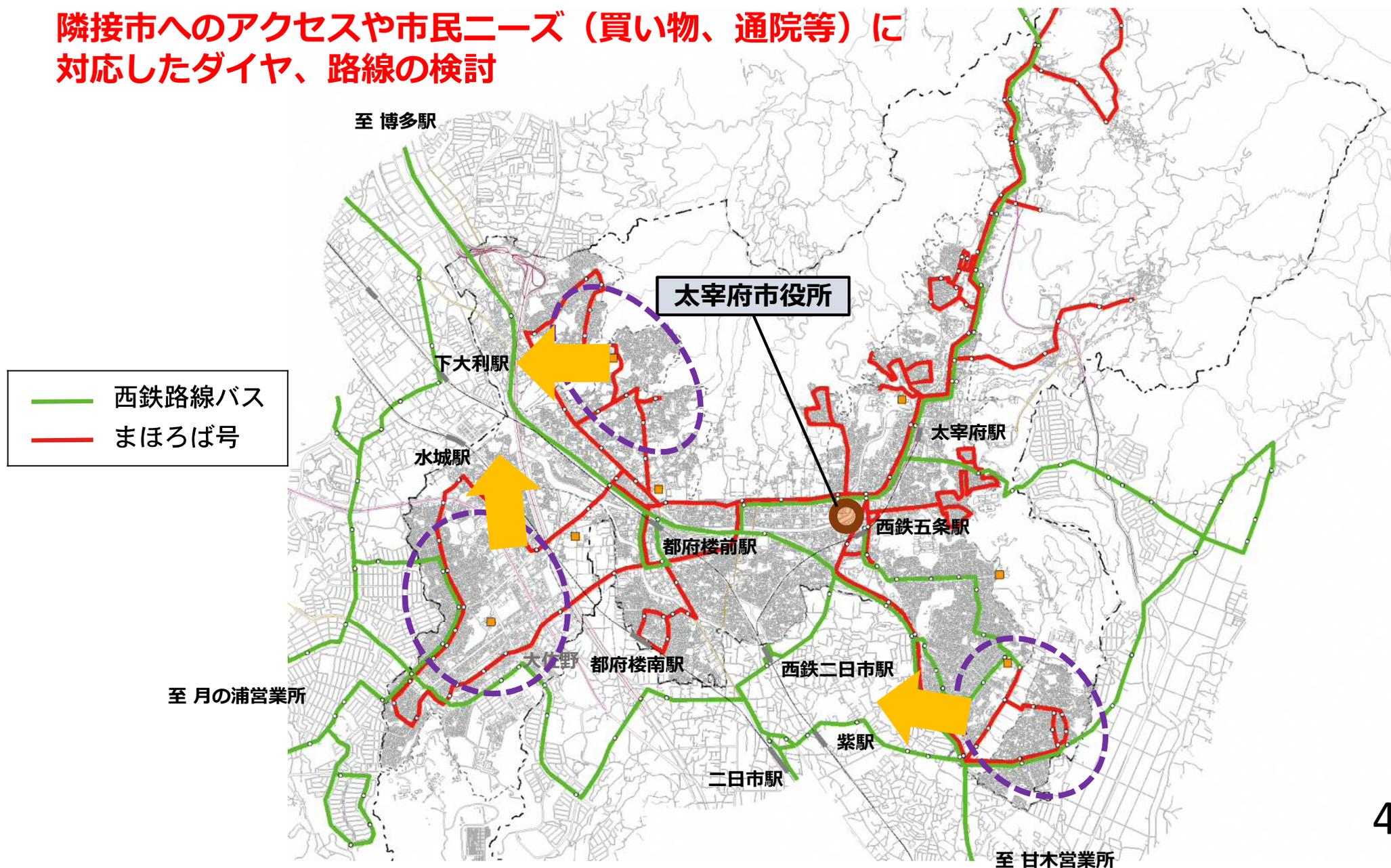
太宰府市立地適正化計画 将来都市構造イメージ図（案）

- ・ 各拠点へのアクセス強化
- ・ 拠点間の効率的な移動

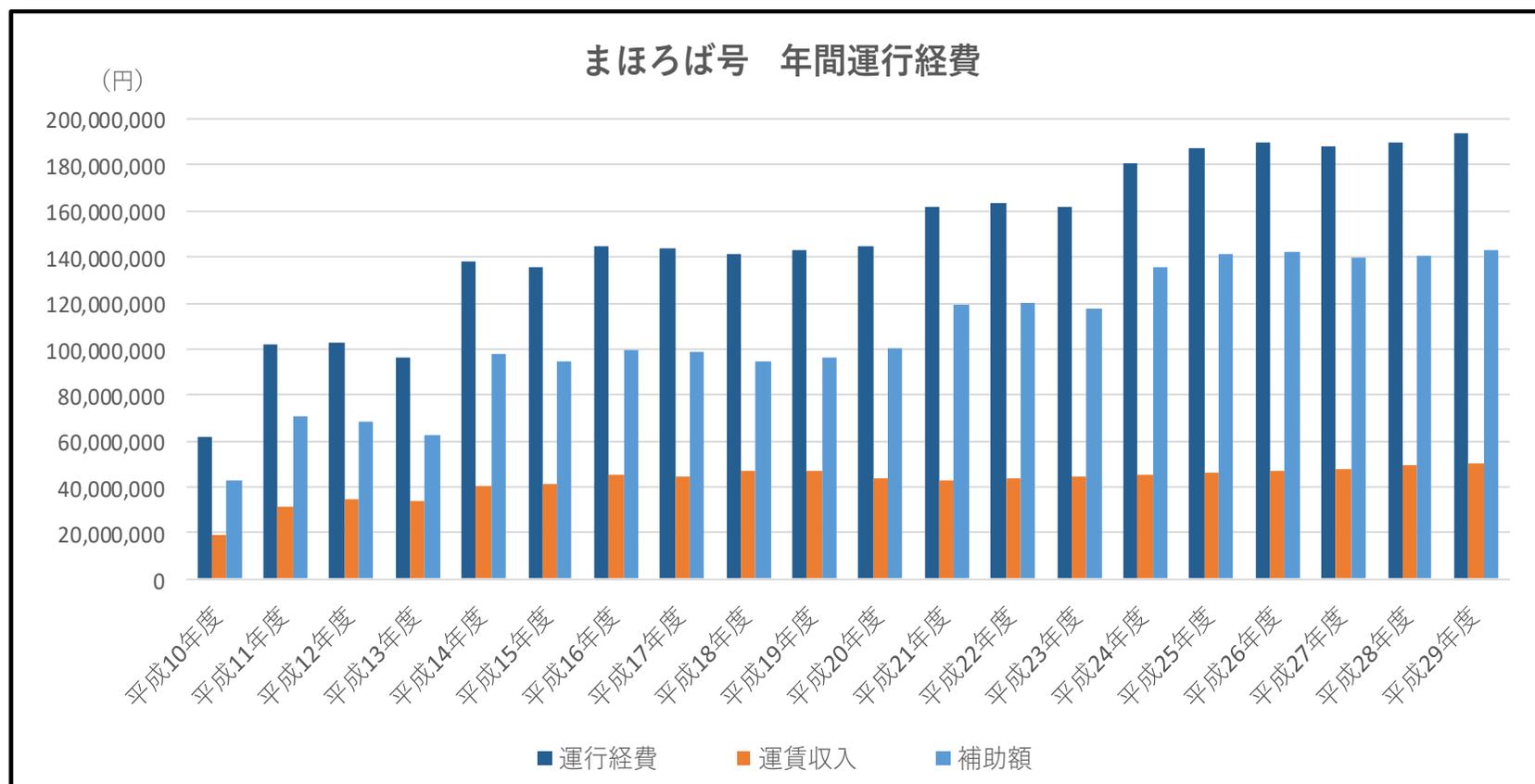


# 2. 利用実態に応じた公共交通網の改善

隣接市へのアクセスや市民ニーズ（買い物、通院等）に対応したダイヤ、路線の検討



# 3. コミュニティバスにおける運営の改善



## ※直近3年間のデータ

年度	運行経費 (円)	運賃収入 (円)	補助額(※注) (円)	利用者数 (人)	1日平均 (人)	1便平均 (人)
R1	197,908,700	54,114,879	143,793,821	626,096	1,725	13.1
R2	187,313,667	38,774,724	148,538,943	453,125	1,259	9.5
R3	186,162,754	40,320,693	145,842,061	468,495	1,294	9.8

※R2、R3補助額にはコロナ対策関連費運行支援金含む

# 4. 来訪者の視点による公共交通運用形態の改善

## まほろば号運行基本方針

- ① 市内に点在する様々な公共施設などを点から線へと結び、その利便性を確保し、生涯学習都市の実現をめざす。
- ② 高齢者や障がい者、子どもなどの交通弱者が、気軽に安心して地域社会に積極的に参画できるように配慮し、健康で生きがいのある福祉社会の確立を図る。
- ③ JRや西鉄などの公共交通機関への利便性が低い空白地域に、通学や通勤、買い物などの交通手段を確保する。
- ④ 市民や観光客が、特別史跡「大宰府跡」をはじめとする数多くの重要文化財や遺跡などを循環できる交通手段を確保する。
- ⑤ コミュニティバスなどの公共交通機関を利用することによって、市内の交通渋滞の緩和を図る。

# 4. 来訪者の視点による公共交通運用形態の改善

## 観光拠点をつなぐ路線や観光の視点によるダイヤの検討



## 5. 公共交通網改善に向けた関係者間の連携

公共交通網の改善にあたっては、

**関係者との連携が不可欠**

- ・ 隣接市（大野城市、筑紫野市等）
- ・ 交通事業者（バス、鉄道、タクシー等）
- ・ 関係機関（国、県、公安委員会等）

# (6) 基本方針

## 1 誰もが使いやすい公共交通の構築

- まちづくりと連携した公共交通網の形成
- 地域の生活に配慮した交通網の形成
- 高齢者等の交通弱者に配慮した交通網の形成
- 来訪者の目的に配慮した交通網の形成

## 2 持続可能な公共交通の構築

- みんなで地域公共交通を支える体制づくり
- 鉄道を中心とした公共交通網の構築

# (6) 基本方針

## 1 誰もが使いやすい公共交通の構築

### ■まちづくりと連携した公共交通網の形成

- ・ 立地適正化計画との整合
- ・ 拠点（鉄道駅、主要交差点等）を中心とした交通体系の構築
- ・ 拠点間の効率的な移動

### ■地域の生活に配慮した交通網の形成

- ・ 買い物や通院等、日常生活における移動手段の確保
- ・ 商業施設、病院、鉄道駅等、主な目的地となる施設等（隣接市を含む）を組み込んだ利便性の高い路線網の構築
- ・ 通勤・通学、買い物、通院等の利用目的に対応した運行時間帯の見直し

# (6) 基本方針

## 1 誰もが使いやすい公共交通の構築

### ■ 高齢者等の交通弱者に配慮した交通網の形成

- ・ 自家用車が無くても生活出来る利便性の高い交通体系の構築
- ・ 鉄道や定期路線バスのほか、利用者や地域の実情に応じ、デマンド交通等の導入検討

### ■ 来訪者の目的に配慮した交通網の形成

- ・ 観光資源を結ぶ路線の構築など、来訪者にとって分かりやすく利用しやすい交通体系の構築

# (6) 基本方針

## 2 持続可能な公共交通の構築

### ■ みんなで地域公共交通を支える体制づくり

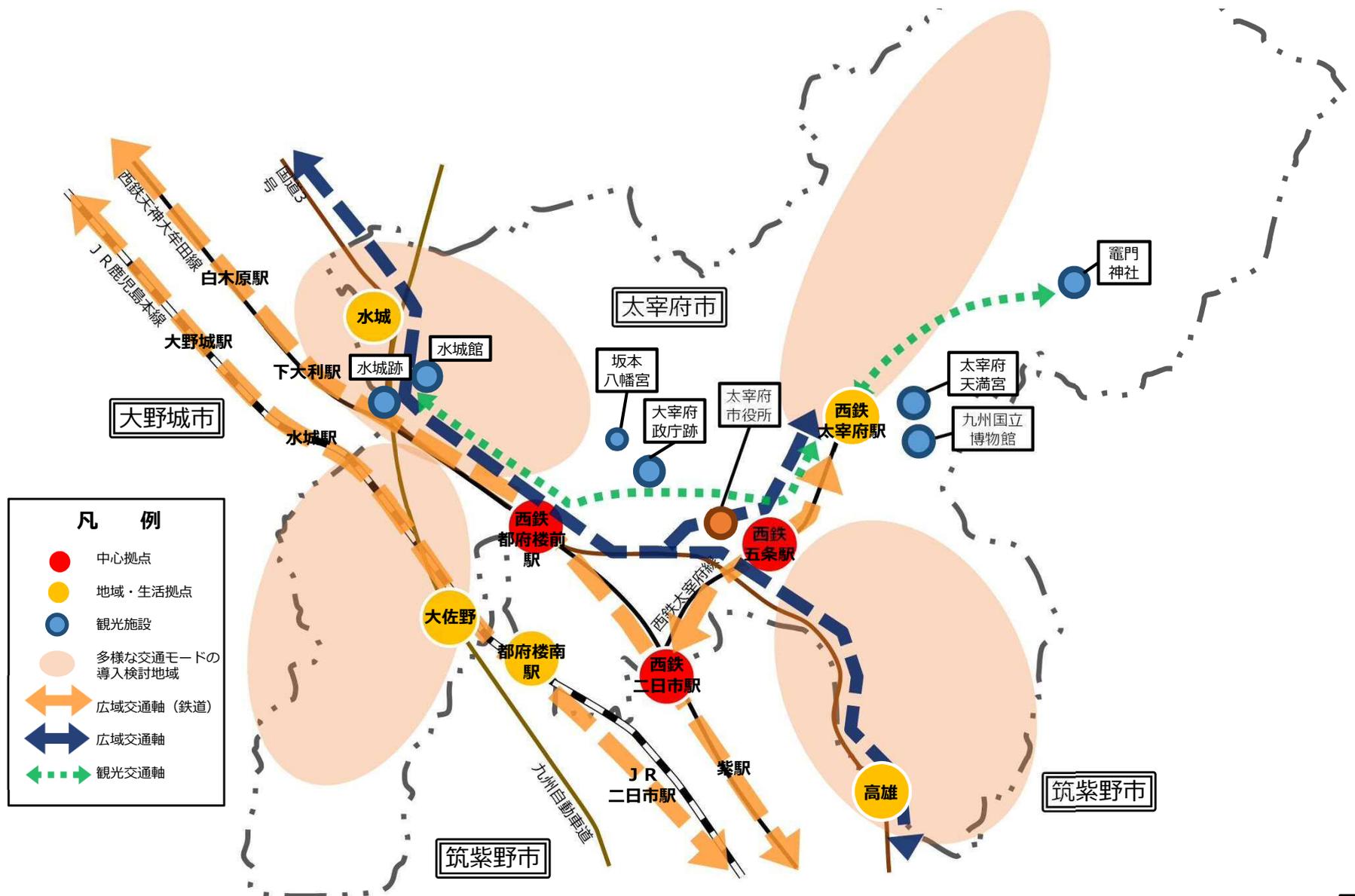
- ・ 「地域の輸送資源の総動員」 (※)  
→ 地域の実情に応じた多様な交通モードの検討  
路線バス、コミュニティバス、鉄道、タクシー、  
デマンド交通、スクールバス、病院、商業施設等の送迎バス 等

※国土交通省 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き第3版 (令和4年3月)

### ■ 鉄道を中心とした公共交通網の構築

- ・ 鉄道駅 = 交通結節点、市の拠点
- ・ 公共交通の軸

# (7) 将来公共交通網イメージ図



## 4. 今後の予定について

## 令和4年度

### 第2回協議会（秋ごろ）

- ・ 目標値、具体的な施策の検討

### 第3回協議会（3月）

- ・ 素案の修正

## 令和5年度

- ・ 関係機関協議
- ・ 素案作成
- ・ パブリックコメントの実施
- ・ 計画の策定（令和5年度）

